



発行者 一般社団法人 群馬県手をつなぐ育成会
会長 江村 恵子

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5F
TEL 027-255-6212・FAX 027-255-6241
印刷所 朝日印刷工業㈱ ☎ 027-251-1212

新年のいあいっ

群馬県手をつなぐ育成会 会長 江村 恵子

令和七年の新春を迎えるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

日頃より、手をつなぐ育成会の活動にご支援、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

猛威をふるった新型コロナウイルスの感染の不安もおさまり、昨年は各地域育成会の活動も積極的に行われ始めました。制限を受けた期間が長く、育成会活動の再開には、ご苦労が多かった事と思います。しかし、やはり集い対面での活動は懐かしさや、つながりの大切さを感じられたのではないでしょう。

本年も更に活動を通して、会員の皆さんとの交流を深め、世代交代の大きな難題もありますが、どうぞ引き継がれている会の為、そして、知的、発達障害のある方々の為に、引き続きお力をいただきますよう、お願い申し上げます。

今年七月二十六日には、第六十回群馬県手をつなぐ育成会大会を利根沼田の広域の市町村合同で開催する準備を進めています。長い歴史を継承してきた群馬県手をつなぐ育成会の節目の大会となります。対面開催を予定しておりますので、どうぞ県

内各地域育成会からの参加をお願い申し上げます。

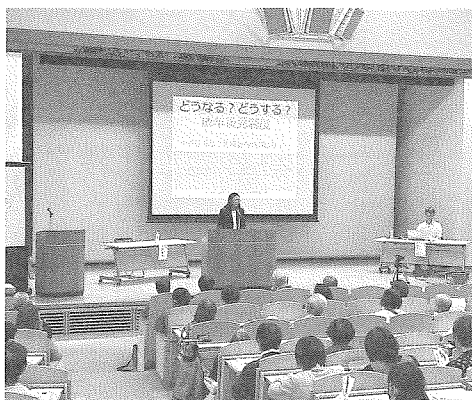
そして、十一月八日、九日には、手をつなぐ育成会全国大会が、東京で開催されます。大会が多くなりませんが、多くの会員の皆様の参加をお願い申し上げます。

本年も会員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



親なきあとを考える講演会を開催

令和六年十一月二十八日(木)、県社会福祉総合センター八階大ホールにおいて、親なきあとを考える講演会を開催しました。講師は、全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長の又村あおい氏にお願いし、「どうなる？どうする？成年後見制度」親なきあとを任せられるのか」と題し、現在、見直しが検討されている成年後見制度について、国の研究会での検討状況にも精通している又村氏から、今現在得られる最新の情報を、懇切丁寧に分かりやすくご説明いただきました。支部育成会会員、保護者、学校・施設関係者、民生児童委員など、合わせて二百十人の方が参加しました。



江村会長挨拶



全育連 又村常務理事

はじめに、成年後見制度の概要について、法定後見制度と任意後見制度があり、知的障害のある人は原則、法定後見制度が該当になること、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三類型があること、後見の内容として本人の財産管理だけでなく日常の見守りや医療機関・福祉サービスの利用手続きなどの身上保護も含まれること、その選任は申立てにより家庭裁判所が行うことが説明されました。申立て時に費用がかかるほか、毎月、後見人に裁判所が定めた金額（数万円）を支払う必要があること、後見には親族後見と、専門家などがなる第三者後見とがあり、それぞれ長所短所があるが、選任するのは裁判所で、一旦選任されると本人が亡くなるまで継続されることが説明されました。

成年後見制度の現状については、

利用者数が令和二年十二月現在、二十三万二千人、うち後見類型が七十五パーセントと大半を占めますが、利用者の障害・症状別では、認知症が六十四パーセントと過半数で、知的障害は九・九パーセントと、利用者全体の約一割に過ぎません。次に、後見人の属性については、司法書士や弁護士、社会福祉士など専門家が全体の七十六パーセントと大半で、家族・親族については二十二パーセントとなっています。親族後見の場合、被後見人の財産の保護のため信託銀行等において管理することが条件とされることもあるようです。

全育連が令和三年五月に実施した調査では、成年後見制度について八十三パーセントが知っているという回答でしたが、実際に使っているのは十一パーセントと約一割に過ぎませんでした。実際の利用者の後見人の属性については、親族が七割、専門家が十四パーセントと、後見制度全体の利用者の状況とは逆の傾向を示しています。そして、後見制度の問題点と感じている点は、「申立てしたら取下げたり、途中でやめることができない」ことが約五割、「財産管理だけで身上保護をしてもらえない」「報酬が高い」などとなっています。育成会関係者の回答から伺えるのは、成年後見制度は一度始めると後見人の変更もできず、財産管理中心で身上保護が不十分、かつ報酬が高いと

いう点に課題を感じていることです。

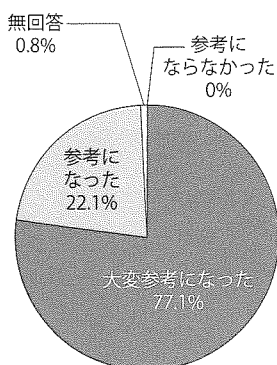
この成年後見制度について、現在民法を所管する法務省において、見直しに向けた研究会が設置され、「適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度の導入」に向けて議論がされています。成年後見制度のいわゆる「スポット利用」で、これまでの一度始めたら本人が亡くなるまで使いつづければならない運用の抜本見直しになります。このほか後見の類型の見直しや後見人に代わる「特別代理人（仮称）」の制度を導入し、包括的な財産管理ではなく、日常的な金銭管理など特定の課題のみに限定した代理人の仕組みも検討されています。こうした制度の見直しは、法制審議会での議論を経て、順調に進めば、令和七年中に民法改正案としてまとめられ、令和八年一月の通常国会に法案が提出され、可決されれば、一定期間の猶予を経て、今から三年～五年後には新しい制度が導入される見込みです。

こうした見直しを踏まえ、将来的に成年後見制度の「スポット利用」が主流となった場合、後見人がついていない期間において、成年保護特別代理人（仮称）が日常的な金銭管理や福祉サービスの契約など特定行為のみ代理をし、その特別代理人を地域で支援（監視）する仕組みが不可欠となると考えられ、その際、代理人の担い手の一つが事業運営社会

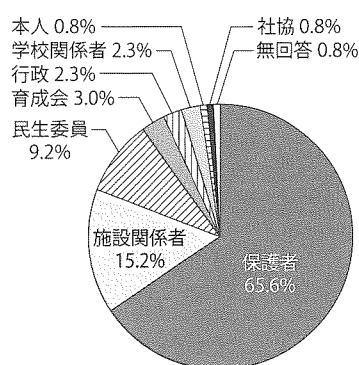
福祉法人であり、支援の基盤となるのが市町村が関係機関等を構成員として本人支援のため設置する「地域連携ネットワーク」と考えられ、この仕組みを充実させることが重要となります。

講演会終了時には質疑応答も行われ、そのやりとりからも参加者の制度への関心の高さ・切実さが窺われました。当日寄せられた参加者のアンケート結果でも「大変参考になった」「参考になった」合わせて九十九パーセントの方が参考になったとの回答でした。なお、参加者の所属等については、保護者が六十五パーセ

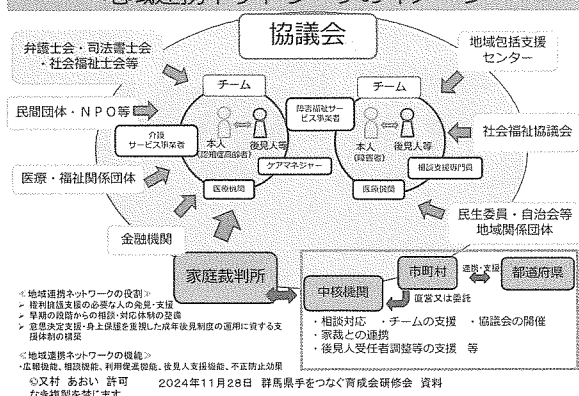
〈講演の内容について〉



〈参加者の属性について〉



地域連携ネットワークのイメージ



具体的回答もありました。

令和七年度も、「親なきあとを考えると講演会」を開催し、参加者のためになる情報が得られるような企画で実施したいと考えています。

ント、施設関係者が十五パーセント、民生委員が九パーセント、そのほか学校、行政関係者等となっています。

個別の回答では、特に参考になった事項として、「成年後見制度の見直し内容、特にスポット利用」に興味関心があり、参考になったとの回答が目立ちました。そのほか、「講師の説明が分かりやすかった」、「また同じ講師で、続きの話を聞きたい」という声もありました。さらに、「地域連携ネットワーク」や「特別代理人」の制度について関心があるといった具体的な回答もありました。

知的障害への理解促進委員会について

知的障害への理解促進委員会は、育成会の中に設置された委員会です。一般の方の知的障害への理解を促進するため、あんしんノートの周知・啓発、知的障害の特性と合理的配慮について周知するハンドブックの作成、イメージキャラクターの活用など、普及啓発に関わることの企画立案のほか、新規会員の加入促進、支部の活性化策、成年後見制度等の勉強会、講演会・セミナーの開催などについても検討を行うこととされており、守備範囲が大変広い委員会です。中毛、西毛、北毛、東毛の各地域の育成会・親の会から二三名ずつ合計十一名の方に委員になっていただき、年二〜三回開催しています。今年度も、第一回を十月十八日（金）に、第二回を十二月十三日（金）に開催し、「親なきあとを考える講演会」や「知的障害への理解促進セミナー」の内容について検討したり、リーフレット・パンフレットの配布、あんしんノートの活用、その他の取組などについて、検討・意見交換を行いました。

そのほか、令和十一年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会で競技会場となる施設のバリアフリー調査について、県からの依頼に基づ

き育成会として協力していくことが報告され、競技会場予定地に近い会員に協力を求めていくことになりました。バレーボール（伊勢崎市民体育館）、ソフトボール（高崎市フットボール場・宇津木スタジアム）、ボウリング（パークレーン高崎）、サッカー（庚申山総合公園サッカー場）、卓球（群馬県総合スポーツセンター）、開会式・閉会式（グリーンドーム前橋）、陸上競技（敷島公園陸上競技場）、フットソフトボール（桃ノ木グラウンド）、水泳（敷島公園水泳場）がそれぞれ会場となる予定で、会場・施設へのアクセス、施設・設備の使いやすさ、サイン表示関係などについて調査が予定されています。

第10回全国手をつなぐ育成会大会
全国大会
東京大会 / 本人大会
11月8日(土) 9日(日)

ともに生きる社会を目指して

2025年11月8日(土) 9日(日)

第10回全国手をつなぐ育成会大会
全国大会
東京大会 / 本人大会
11月8日(土) 9日(日)

ともに生きる社会を目指して

2025年11月8日(土) 9日(日)

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会の 手をつなぐがん保険

障がいのある方とそのご家族をワイドにお守りする保険です

なぜ障がいのある息子はがん保険に加入できないのでしょうか？

久保会長とぜんち共済社長の板本が「手をつなぐがん保険」に対する思いを対談形式で語っています。また、又村事務局長による加入方法のご案内もあります。動画を是非ご覧ください!!

動画はこちら <https://youtu.be/MU8sw5liByk>

特長1 代理手続き 告知可能
障がいのある方向け プラン

特長2 告知対象 疾患の緩和
障がいのある方向け プラン

特長3 “親なきあと”に 備える補償
障がいのある方向け プラン

手をつなぐがん保険に興味を持たれた方は下記お問い合わせ先（取扱代理店）に資料請求をお待ちしております。

【お問い合わせ先取扱代理店】
ぜんち共済株式会社
〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
0120-322-150
TEL: 03-6910-0850 / FAX: 03-6910-0851
URL: <http://www.z-kyosai.com/>
MAIL: gan@z-kyosai.com
(営業時間 平日 10:00～16:00 (土日・祝日・年末年始を除く))

【取扱代理店】
東京海上日動火災保険株式会社
会務部第一課東京公務課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4126 (営業時間: 平日 9:00～17:00)

2022年8月作成 22-TC00935

県への予算要望・政策提言について

県育成会では、毎年、県への予算要望・政策提言を行っています。今年度は、令和七年度予算について、次のとおり要望活動を行いました。

公明党群馬県本部

令和六年八月二十一日

自由民主党群馬県連

令和六年十一月十五日

【要望項目】

- (1) 群馬県心身障害児者関係団体補助金の充実について
- (2) 家族教室の開催について
- (3) 親なきあとに備える講演会
- (4) 知的障害への理解促進委員会開催

【政策提言】

- (1) 特別支援教育の充実について(新規)
- (2) 急激な物価高騰や賃金上昇を踏まえた要望について
- (3) 群馬県でのペアレントメンタ事業の継続的な実施について
- (4) 知的障害への理解促進活動の充実について
- (5) 障害者総合支援法に基づく整備の充実について
- (6) 災害の際の福祉避難所の確保・体制整備、障害者防災マニュアルの整備について
- (7) 日中一時支援事業(サービスス

テーション事業)の継続について
(8) 療育手帳Bの交付を受けている障害者への医療費の助成について

このうち、【政策提言】(1)「特別支援教育の充実について」は、今年新たに要望した項目で、最近、特別支援学級に在籍する発達障害を有する児童生徒が増加しており、通常学級と特別支援学級との交流・合同学習に同行する教職員の増員や、特別支援教育やインクルーシブ教育に関する教職員への研修の充実が必要になっていること、特別支援教育をサポートする支援員が現場の学校で不足している現状を踏まえ、その増員を要望するとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の多様化、重度化に対応するため教員配当基準(学級編成基準)を改善すること、通級指導教室が保護者の送迎の困難や利用者増加の理由等から満足に利用できず、困難さが解消できていないため通級指導教室の設置基準の見直しをするなど、児童生徒が安心して指導を受けられる体制作りを要望しました。

また、【政策提言】(3)「群馬県でのペアレントメンタ事業の継続的な実施について」は、発達障害者支援法で定められた、発達障害児者とその家族への支援体制のあり方が、他県に比べ本県では遅れをとっていました。今年度からようやく県の

事業としてペアレントメンタ事業が予算化され、県・発達障害者支援センター・ぐんまペアレントメンターの会の三者の協働により、ペアレントメンター養成研修などの取組が始まりました。そうしたことを踏まえ、①県主導によるペアレントメンタ事業の継続的な実施、②約百名のペアレントメンター確保のため養成講座を継続的に実施すること、③インターネット活用によるシステムの構築、④医療福祉関係機関との連携強化のための交流の場を設けること、⑤ペアレントメンタ自身のメンタルケアのため臨床心理士等との相談体制を整えることなどを要望しました。

令和七年度県予算案については、令和七年二月上旬頃に発表されます。

県育成会等の今後の行事予定

一月二十日

知的障害への理解促進セミナー

県社会福祉総合センター

三月十三日(予定)

県手をつなぐ育成会第二回理事会

県社会福祉総合センター

五月二十二日(予定)

県手をつなぐ育成会第二回理事会

県社会福祉総合センター

六月十日(予定)

県手をつなぐ育成会総会

県社会福祉総合センター

知的障がい児者・自閉症児者の家族の安心を支えます

発達障がい児者の方もご加入いただけるようになりました。

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

担当代理店・扱者

株式会社 ジェイアイシー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11

新宿三井ビル2号館2F

TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774

受付時間: 午前9時～午後5時

(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

https://www.aig.co.jp/sonopo

東京第二プロチャネル営業部

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル15階

TEL: 03-5401-3660

受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

主な補償内容

病気やケガで入院したとき

入院給付金

病気で死亡したとき

疾病葬祭費用保険金

虐待・逮捕・勾留に対応するとき

弁護士費用等補償

ケガをしたとき

死亡・後遺障害・入院・通院・手術・各保険金

(地震・噴火・津波によるケガも対象)

賠償責任を負ったとき

個人賠償責任補償

就労中に他人にケガをさせたり

物を壊してしまったとき

職業従事中事故対応費用補償

ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 群馬県知的障害児者生活サポート協会

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13番12号

群馬県社会福祉総合センター5階

TEL: 027-288-0120 FAX: 027-288-0121

受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

http://www.gunsapo.jp/

2024年1月現在の内容です。(D-007027 2025-03)